



新座市告示第 255 号

新座市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（令和 5 年新座市告示第 283 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 7 月 3 日

新座市長 並 木 傑



次の表中下線の表示部分については、当該表示部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（交付申請） 第 5 条 [略] 2 前項の申請書の提出期限は、対象設備を設置しようとする日の属する年度の 12 月 10 日とする。	（交付申請） 第 5 条 [略] 2 前項の申請書の提出期限は、<u>第 2 条第 1 号</u> <u>アに該当する者</u>にあっては対象設備を設置し ようとする日の属する年度の 12 月 10 日と し、<u>同号イに該当する者</u>にあっては当該年度 の 10 月末日とする。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。